

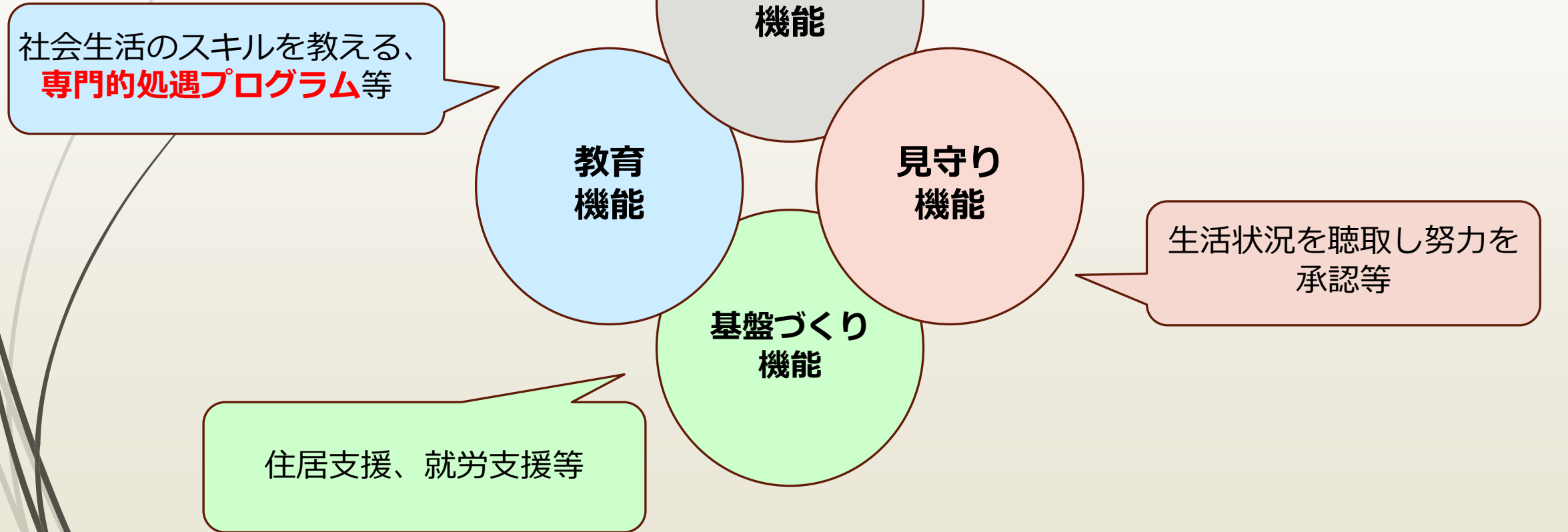
保護観察とは

保護観察とは、犯罪や非行をした人が施設（刑務所や少年院）に収容されず、社会の中で生活しながら、保護観察所の専門職員（保護観察官）や民間ボランティア（保護司）の指導・支援を受けて更生を目指す「社会内処遇」制度です。

再犯防止のための「指導」と、自立のための「援助」を行います。

※ ここでは、犯罪をして裁判で有罪と判断されたものの、刑務所への収容を猶予される判決（執行猶予判決）を受けた場合に、条件として付される場合がある保護観察について説明します

保護観察の機能

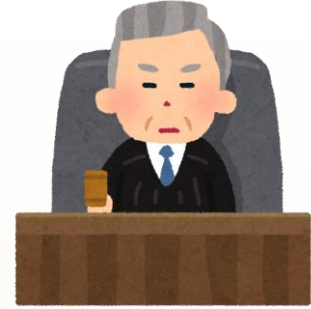


保護観察の機能が発揮されやすいケース

- ① 家族や交際相手との関係で問題行動を繰り返す者
例：児童虐待、DV、家庭内暴力、ストーカー
- ② 暴力団等不良集団からの離脱に向けた指導・支援が必要な者
- ③ 社会適応への困難に課題を抱えている者
例：不就労や短期離転職の繰り返し、精神障害、高齢者
- ④ 嗜好（依存）の問題を抱えている者
例：薬物、飲酒、ギャンブル、性犯罪、窃盗症
- ⑤ 交通に関する規範意識の涵養が必要な者



遵守事項とは



遵守事項＝保護観察中に守るべき具体的なルール

違反した場合、刑の執行猶予の取消し等の措置がとられることがある。

① 一般遵守事項（共通のルール）

全ての保護観察対象者が遵守すべき事項（更生保護法50条）。

② 特別遵守事項（個別のルール）

- ・ 保護観察対象者ごとに、改善更生に特に必要と認められる範囲内で具体的に定められる行動規範（同法51条、51条の2）。
- ・ 保護観察所長が、裁判所の意見の範囲内で、「標準設定項目」に列挙された項目の中から選んで設定する。

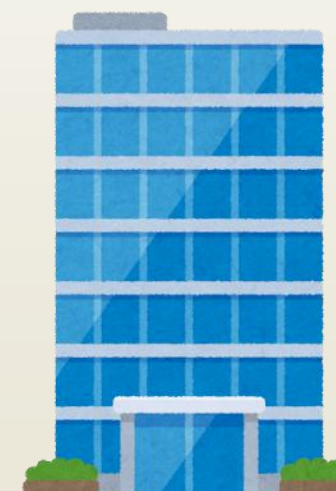
専門的処遇プログラムとは

保護観察における専門的処遇プログラム

- ・ 認知行動療法等の心理学等の専門的知識に基づく、特定の犯罪傾向を改善するための体系化された手順による処遇。
- ・ 対象となる者には、**特別遵守事項として受講を義務付けて実施。**

専門的処遇プログラムの種類（4種類）

- ① 薬物再乱用防止プログラム
- ② 性犯罪再犯防止プログラム
- ③ 暴力防止プログラム
- ④ 飲酒運転防止プログラム



① 薬物再乱用防止プログラム



(1)対象

指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等の罪を犯し、かつ、これら薬物の使用経験がある者

(2)内容

- ・ 依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに、再び乱用しないようにするための具体的な方法を習得させ、実践させる。
- ・ コアプログラム、コアプログラムの内容を定着・応用または実践させるためのステップアッププログラム及び簡易薬物検出検査がある。

② 性犯罪再犯防止プログラム



(1)対象

- ・ 罪名に不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、不同意わいせつ等致傷又は強盗・不同意性交等及び同致死が含まれる者（未遂を含む。）
- ・ 罪名にかかわらず、**犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者**（下着盗、住居侵入等）

(2)内容

認知行動療法に基づく指導や再犯防止計画の作成を行うコアプログラムを中核とし、導入プログラム、家族として必要な知識を付与する家族プログラム、メンテナンスプログラムがある

③ 暴力防止プログラム



(1) 対象

【一般版】

傷害、暴行等の罪を犯し、かつ、**同種前歴（過去に同種の罪で捜査の対象となった経歴）を有する者**

【児童虐待防止版】

児童への身体的虐待の罪を犯した者又は身体的虐待を反復する傾向がある者

(2) 内容

ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、暴力につながりやすい考え方の変容や、暴力の防止に必要な知識等の習得を促す。

④ 飲酒運転防止プログラム

(1)対象

飲酒運転で保護観察となった者

(2)内容

ワークブックを用いて、アルコールに関する正しい知識を得るとともに、自己の飲酒状況について振り返りを行い、再び飲酒運転を繰り返さないための対処方法等を考えさせる。

